

(別添)

プールの安全確保のための緊急自主点検について

1. 概要

水泳プールの各管理者()において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。

(管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者)

2. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の水泳プールの管理者に下記により呼びかけ。

【国立施設(独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。)】...各省庁

【公立施設】

- ・学校(私立学校を含む。)及び教育委員会所管施設...文部科学省
- ・都市公園...国土交通省
- ・その他の公立施設...総務省

【民間施設】

- ・市町村を經由した呼びかけ...総務省
- ・保健所を經由した呼びかけ...厚生労働省
- ・関係業界団体等を經由した呼びかけ...経済産業省等

3. 緊急点検項目

(1)施設関係

点検対象

- ・プール水槽内の水を排除するための排水口
- ・循環濾過装置や起流ポンプ等へ吸水するための環水口

点検項目

- ・鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

(2)管理運営関係

点検対象

- ・監視体制

点検項目

- ・監視員が適切に配置されているか
- ・監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行なっているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

4. 実施時期

可能な限り速やかに実施。

5. 掲示方法

別紙の掲示例を参考に、プールの入口等に掲示。